# 小山市人権施策推進基本計画進行管理について

# 「第4次小山市人権施策推進基本計画(2022-2026)」

#### ◆基本理念

「すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して」

### ◆計画の目標

「一人一人がかけがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会」 「誰もがそれぞれの幸福を最大限に追及し、自己実現を図ることができる社会」 「一人一人の違いを認め合い、豊かさとして共生できる社会」

基本理念および計画の目標の実現のため、本計画に基づく人権に係る事業(69事業)について、令和4年度の事業内容を明らかにするとともに、事業評価(自己評価)を実施し、小山市人権施策推進審議会から講評をいただきました。さらに、人権の視点をより深化させるため、審議会で抽出した6事業について担当課ヒアリングを実施しました。

## 1. 事業評価について

### (1)課題ごとの事業評価

69 事業の実績について、担当課が「令和4年度事業実績」の自己評価を行いました。 「第3次小山市人権施策推進基本計画(2017-2021)」まで行っていた「人権視点」の自己評価については、担当課の主観により左右されてしまうことや、事業実績と人権視点についての自己評価に大きく差がでてしまう等の審議会でのご意見から、見直しを行い、替わって「人権に配慮した点」を記入いただくことで、自己評価は行わないこととしました。なお、事業評価の判断基準は下記のとおりとしました。

## (2)自己評価の指標化(達成度)

- ①自己評価は、「事業実績」について実施。
- ②事業に係る担当課などの自己評価は下記のとおりとする。

A:順調 B:概ね順調 C:一部未実施あり

③自己評価はAまたはB以上を目標とするが、評価の目的は事業の問題点を明らかにし、 内容を充実させていくこと、また人権への配慮にあるため、Cの一部未実施の場合はその理 由を考察するなど、事業実績のみの形式的な評価にならないよう留意する。

## (3)小山市人権施策推進審議会委員の講評

事業の内容について客観的な視点を加えるため、小山市人権施策推進審議会に意見(講評)を 求め、確認事項については書面での回答を行いました。

#### (4)事業ヒアリングの実施

6事業を抽出し人権施策推進審議会と担当課のヒアリングを実施し、人権の視点をより深めるよう努めました。

#### 2. 進行管理の結果について

別添「第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧」、「令和4年度小山市人権施策推進基本計画進行管理に係る事業評価の結果」、「小山市人権施策推進基本計画(2022-2026)に係る事業ヒアリング調書」のとおりである。